

仕 様 書

1 件名

イントラネット端末賃貸借（110台・長期継続契約）

2 賃貸借期間

令和8年8月1日～令和13年7月31日（60ヵ月）

3 納品期限

令和8年7月17日

4 納品場所（履行場所）

かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎

5 納品する機器・ソフトウェア

以下に示す仕様を満たすこと。

①端末

項目	数量	仕様
ノート型パーソナルコンピュータ（LG WAN系）	100	<ul style="list-style-type: none">● 製造業者 NEC、富士通、Dynabook、HP● OS Windows 11 Pro（64bit）日本語版 ※納入時にプリインストールされていること。● CPU Intel Core i5 又は 同等の性能を有するもの ※Intel 製以外の CPU は、同等の性能を有し、かつ、他自治体等における稼働実績（5年以上）があること。● メモリ 16GB 以上（ビデオメモリ共用可）● 記憶装置 120GB 以上の SSD● キーボード 日本語配列キーボード● ディスプレイ サイズ：13型以上 15型未満 解像度：FHD（1920×1080）以上 液晶：ノングレア

		<ul style="list-style-type: none"> ● Web カメラ 有効画素数 90 万画素数以上 ● ポインティングデバイス PC 本体に内蔵 ● 有線 LAN インターフェース 1000BASE-T 以上に対応 ● 無線 LAN インターフェース IEEE 802.11ax+a/b/g/n/ac に準拠 ● 外部デバイスインターフェイス HDMI ポート、USB タイプ C ポート（1 ポート以上） USB タイプ A ポート（2 ポート以上） ● バッテリー 駆動時間 8 時間以上 ● 保守 センドバック方式以上（リース開始から 5 年間）
ノート型パーソナルコンピュータ（マイナンバー利用事務系）	10	<p>ノート型パーソナルコンピュータ（LGWAN 系）の仕様と同一とする。 ただし、ディスプレイについては、次のとおり指定する。</p> <p>サイズ：14 型以上 15.6 型以下 解像度：1366×768 ドット以上 液晶：ノングレア</p>

② ソフトウェア（ライセンス）

項目	数量	仕様
Office ソフト	110	Microsoft Office LTSC Standard 2024
リカバリーソフト	110	Ghost Solution Suite（最新版・3 年間のサポート含む） 又は 同等品
PDF 編集ソフト	100	JUST PDF6 Pro (JL-Government 公共機関向け)

6 搬入 及び 開梱

- ・市が指定した場所へ搬入し、開梱すること。
- ・開梱の際は、本体 及び 付属品を取り出し、梱包材を撤去すること。
- ・搬入 及び 開梱に要する費用は、本契約に含めること。
- ・機器 及び ソフトウェアのマニュアルを同梱すること。

7 クローニング作業

- ・市が準備する PC（マスター）を使用し、イメージファイルを作成すること。
- ・作成したイメージファイルを、納品後の端末へ展開すること。
- ・作成したイメージファイルは、市へ提供すること。
- ・イメージファイルの作成～展開の手順書を作成し、市へ提供すること。
- ・Ghost Solution Suite 以外のソフトを使用してクローニングする場合、クローニングに必要なソフトウェア等を市が指定する機器へ構築すること。なお、当該構築の詳細については、市と協議のうえ決定するものとする。
- ・作業工程の詳細については、事前に市と打ち合わせを行い、賃貸人は工程表を作成して市へ提出し、市の承認を得たうえで作業を実施すること。
- ・作業場所は、市が指定する場所 又は 市が適当と認めた場所に限るものとする。

8 保守

- ・機器に故障 又は 故障の疑いが生じた場合には、速やかに故障診断を行うこと。
- ・修繕が必要となった端末については、速やかに修繕すること。
- ・市の責によらない故障に係る修繕については、無償対応とすること。なお、市の責による故障の場合、受注者から修繕に掛かる費用の見積りを徴し、修繕の可否を決定する。
- ・故障診断 及び 修繕は、市から依頼のあった日から1週間以内に対応すること。
- ・故障診断 及び 修繕は、訪問 又は 引き取りにて行うこととし、市側での郵送対応が生じないようにすること。なお、修繕後の端末返却についても、郵送は不可とする。
- ・修繕後は、原則 “7.クローニング作業” にて作成したイメージファイルを適用した状態で返却すること。

9 リース終了後の対応

- ・機器の返却に要する費用は、賃貸人が負担すること。
- ・返却する機器は、PC 本体 及び AC アダプターのみとし、リカバリーディスク等の付属品は返却不要とすること。
- ・機器のデータ消去は、賃貸人が行うこととし、これに係る費用は、本契約に含めること。
なお、消去の方法（履行場所等）は、別途協議することとする。
- ・データ消去が完了したことを証する書類（データ消去証明書等）を提出すること。

10 支払方法

4 半期分割払いとすること。（初回は、8 月分 及び 9 月分を合算したものとする。）

11 その他

- ・ 機器 及び ソフトウェア（ライセンス含む。）について、納品書等を提出すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、市と賃貸人で協議のうえ、決定すること。

以上